

巨大地主と資本主義

— 兵庫県名望家の経済活動を中心に —

池 田 宏 樹

Capitalism with the great landowner

— Centering around the economic activities of the High Repute in Hyogo Pref. —

Hiroki IKEDA

Abstract

The research with regard to the great landowner has brought forth a lot. However, it is the 1970's after that the research with regard to the investment activity to the enterprise by the great landowner went on. The economic activities in the Industrial Revolution period of the great landowner that existed in the west of Hyogo Pref. in the manuscript are taken up to the object. I announce the storage and sales situation of the rice that were the economic base of a great landowner. The Harima district in the representative salt pans area of Japan to succeed and announce the relation between the salt-making industry and great landowner. And last I announce it about the stock investment activity to the enterprise the great landowner went in the Industrial Revolution period.

キーワード

産業革命期 兵庫県 名望家 米穀販売 株式投資

1. はじめに

1970年代に巨大地主の研究は飛躍的に発展した。それは中村政則氏が「日本資本主義の一環として、地主の企業投資を位置づけるような方法をつくらなければダメだ」と主張され⁽¹⁾、大地主の株式・公債投資の動向や地主資金の運用形態を問題とした一連の研究を生み出してきたことによる⁽²⁾。

本稿ではこれら先学の業績に依拠しながら、兵庫県有数の大地主であった堀家の幕末維新时期以降の経済活動を取り上げ、米穀販売と貸金などで得られた資金がどのように近代産業へ投資されていったものであったのかを明らかにし、巨大地主と資本主義の関係を追究しようとするものである。

注)

- (1) シンポジウム日本歴史17『地主制』、学生社、1974、181頁
- (2) 『日本地主制の構成と段階』、東京大学出版会、1972。『日本産業革命の研究』下巻、東京大学出版会、1975。中村政則『近代日本地主制研究』、東京大学出版会、1979。

2. 幕末維新时期の経済活動

堀家は兵庫県たつの市龍野町日飼にあり、近世前期からの系譜を持つ家柄で、近世中期以降は揖保川流域を代表する豪農であった⁽¹⁾。

天保期以降は米穀販売と貸金業が飛躍的に発展するが、新しい動きは山崎藩への貸金とそれによる年貢米の確保であった。山崎藩では文政11年までにすでに銀100貫目を

堀家から借用していたが、天保2年にさらに7か年賦の返済約束で金700両を借用し、天保6年での借用残高は銀65貫、金600両であった。天保8年には銀91貫目を30か年賦で借用し、その代償に揖保川を川下げする年貢米を毎年50石ずつ堀家へ渡す約束をしており、同年12月には

「1, 蔵米100石 酉10月29日川下之分
内50石 年賦口江差略米相渡ス
50石 25貫目口之差略之内江

1, 同100石 酉11月23日質銀9貫800目引当ニ
相渡置

1, 同200石 酉12月15日質銀16貫目引当ニ
相渡置

合400石、惣川下ケ石数右之通御座候」と山崎藩勝手方元締の倉橋弥一右衛門らが堀馬之助へ「覚書」を出し、蔵米400石を渡していたのである⁽²⁾。

文久3年には従来の借銀285貫余を永納にさせ、その給付に10人扶持(米40俵)を与えていたのである⁽³⁾。

「万覚帳」から天保5年、嘉永5年、慶應2年、明治4年の4つの時期の出入金を示したものが表1である。

出金では天保5年には全体の60%が米穀取引を行っていた龍野町商人へのものであったが、嘉永5年で富屋庄右衛門、太物屋佐一郎など姫路町商人が登場し、慶應2年で37%、明治4年では44%と比重を増している。

一方、入金では天保5年、嘉永5年は龍野町商人からの入金が多い。しかし慶應2年以降は揖西郡でも龍野町商人が姿を消し、河内市場村や余部村の者からが多く、また慶應2年には加古郡からの入金が多いが、これは高砂町の柳屋宗兵衛、木綿屋善太郎などへ「去寅10月御連印証文元金1,000両、当月迄元利之内へ慥ニ請取申候」や二見村勘三郎他2人へ「去ル子12月御連印証文元銀20貫目、去寅12月より当卯霜月迄元利之慥請取申候」と貸金していたことによるものであった⁽⁴⁾。

また文久3年には尊攘派に暗殺された姫路町の豪商紅粉屋又左衛門から2,470両の入金があった。この紅粉屋又左衛門家とはその後も取引が続き、明治2年には「去辰12月御連印証文面之元金2,000両分、当5月迄利足金慥請取申候」と利息156両を受け取っている⁽⁵⁾。

ところで米穀売買での中心の位置を占めた小作米の収納高と米の売却高の関係はどのようだったのだろうか。

表1 維新期の出入金状況

	天保5年			嘉永5年			慶應2年			明治4年			
	両	分	朱	両	分	朱	両	分	朱	両	分	朱	
出金	9331	0	1	8605	1	0	19490	1	1	16244	2	0	
主な内容	揖西郡	5653	2	0									
	飾東郡				2400	0	0	7149	3	3	7078	0	3
	赤穂郡				2248	1	0						
	印南郡				1890	2	2						
揖東郡							6082	1	1	4952	2	0	
賄い方	不明			428	0	0	1298	0	0	1819	0	0	
合	9331	0	1	9033	1	0	20788	1	1	18063	2	0	

	天保5年			嘉永5年			慶應2年			明治4年			
	両	分	朱	両	分	朱	両	分	朱	両	分	朱	
入金	7083	3	3	9111	2	2	16555	2	1	13598	0	2	
主な内容	揖西郡	2678	2	3	3113	1	0	4023	2	1	2615	0	0
	飾東郡				2398	0	0	2957	0	3	7216	0	0
	赤穂郡				2267	2	0						
	揖東郡	1482	3	1									
加古郡							4126	2	0				
穀類売却	149	0	0	348	0	0	1307	0	0	1315	0	0	
合	7232	3	3	9459	2	2	17862	2	1	14913	0	2	

注) 堀家文書「万覚帳」より作成、金・銀併記を金に換算してある。

小作米は弘化2年216石、嘉永7年206石、慶應2年231石であった。それに対して米売却高は天保13年255石、嘉永5年219石、慶應2年284石であって、いずれも米の売却高が上回っている。これは上述の山崎藩の蔵米や買入米があったことによるからである。文久3年の場合では入金があった売却高が347石であり、翌年度へ繰り越された売却高は194石もあった⁽⁶⁾。そして慶應2年の売却額は1,307両である。

それでは貸金による収入はどの位のものだったのであろうか。文久4年の元利金受取額は1,371両、慶應2年のそれは1,530両であった⁽⁷⁾。その他に文久3年には「古式朱金1,000両引替ニ亥正月24日夕から立ち、網干船明朝出帆」と正月から4月まで4回にわたって使用者3人を大坂の三ツ井と近江屋休兵衛に派遣して古金取引を行っている。三ツ井へは3,545両を渡し、勿金が43両1分1朱あったけれども、2分金で261両1分1朱の利益があり、近江屋へは500両を渡し、勿金11両1分を除いて、36両2分2朱の利益を得ていたのである⁽⁸⁾。

さて、出金の中には領主への献金も含まれている。「去亥年中私より上納罷在候御用金4,000両」とあるように、領主一橋家への多額の御用金調達に応じていた⁽⁹⁾。しかし慶應4年1月の鳥羽伏見の戦いで始まった戊辰戦

争で一橋家の畿内以西の領地は他大名に軍事占領され、5月23日に兵庫県が設置されると、6月11日には早速に差紙が到来して兵庫へ呼び出され、御用金を命じられた。兵庫上納金は総額1,800両であり、「金札700両は正金ニ引替」を命じられたことで270両の損金となってしまった⁽¹⁰⁾。

領主一橋家は明治2年12月に領地を収公されてしまったことから「此度一橋殿江身元之者より晒500反献上、尚御役所引払ニ付、御役人方へ錢180両都合之内へ、此方より100両出し」と錢別金を支出し⁽¹¹⁾、明治4年には「此度郡県ニ相成、9月中東京へ御引払ニ相成」と廃藩置県で旧藩主脇坂氏が東京転居するにあたって錢別金500両を龍野会計局に上納している⁽¹²⁾。

日常の小払い、燃料代、肥料代、使用人の給金、年貢負担など家計の支出は嘉永5年428両、慶應2年1,298両、明治4年1,819両であったが、米穀類売却との収支では嘉永5年と明治4年は入用不足となっていて、表方の会計から支弁していた。明治4年は家計支出1,819両に対して、米穀類の収入が1,315両で、多額の入用不足であり、このため「外ニ500両龍野局、此分表弁」と処理していた。貸金収入があるから家計全体としては赤字ではなかったけれども、資本蓄積のためには政治支配の安定が急務となっていたのである⁽¹³⁾。

注)

- (1) 拙稿「揖保川流域における豪農経営の成立」千葉経済大学短期大学部研究紀要第2号、2006年
- (2) 『山崎町史』1974年、785～787頁
- (3) 前掲堀家文書「覚」（天保8年12月）
- (4) 前掲堀家文書「万覚帳」（文久3年1月）
- (5) 前掲堀家文書「諸請取書控帳」（慶應3年1月）
- (6) 前掲堀家文書「万覚帳」（明治4年1月）
- (7)・(9) 前掲堀家文書「万覚帳」（文久3年1月）
- (8) 前掲堀家文書「諸請取書控帳」（文久4年1月）
- (10) 前掲堀家文書「乍恐奉願上候」（慶應2年5月）
- (11) 拙稿「播磨国における一橋徳川家の地方支配」商経論集第36号、2003年、60頁
拙稿「備中領における一橋徳川家の殖産政策」千葉経済大学共同研究報告書、2003年42～43頁
- (12)・(13) 前掲堀家文書「万覚帳」（明治4年1月）

3. 製塩業への投資

武庫郡魚崎村の魚崎酒場へ堀家は明治6年1,000円、明

治7年1,750円と下作米40石（272円分）、そしてその利息分514円14銭の合計3,536円14銭を貸し付け、明治8年に元金1,610円分と利息90円72銭5厘を合わせた1,700円72銭5厘を受け取っている。残額がまだ1,835円36銭5厘もあったが、同年12月にはさらに500円と下作米50石を貸し付けている⁽¹⁾。

魚崎村は近世中期以降に酒醸造が活発となり、灘五郷の一つであった上灘東組に属し、幕末の元治元年には酒造家が40軒あった。この酒造地帯に貸金と酒造米を提供していたのであり、それは明治13年まで続けられていた。後述する明治29年の灘酒造株式会社の設立にはこのような関係があったからである⁽²⁾。

近世の播磨国では約350町歩の塩田が加古川から揖保川間の海岸に築造され、生産された塩は灘塩として江戸・大坂で名声を博していた。

灘塩田は明治4年に354町歩あったが、明治10年には443町歩に増加し、主な塩田は印南郡大塩村143町歩、宇佐崎村93町歩、白浜村83町歩、揖東郡新在家村23町歩であった⁽³⁾。

この灘塩田に堀家が投資を始めるのは嘉永5年からで、印南郡大塩村で塩会所を設立し、製塩業の中心者であった山本弥惣太夫に938両、また同村の7人へ900両を貸し付けている⁽⁴⁾。さらに飾東郡松原村は大塩村とともに播磨塩田の一部であるが、慶應2年に同村惣八へ779両、明治4年に惣八、長太郎、伝四郎の3人へ880両を貸し付け、同年には彼等から1,500円の返金を受けていた⁽⁵⁾。

塩の生産費が塩売払代金に占める割合は非常に高く、揖東郡新在家浜では平均で83.4%であり、製塩業者には多額の資金が必要であった⁽⁶⁾。そこで印南郡・飾東郡・揖東郡・赤穂郡の塩業経営者たちは明治10年に「毎戸金100円宛御貸下被下度」と資金貸し下げ願いを当局へ陳情している⁽⁷⁾。明治12、14年は塩価高騰で好況に恵まれていたが、明治15年の風水害に加え、松方デフレ政策による塩田不況は明治20年まで続いたのである。そこで明治17年には「十州塩田同業会」を設立し、明治19年には塩田所有者の強制加入と休浜の三・八（3月から8月まで営業）法の強制を内容とした規約を制定した対応策をとっている。大塩村では明治18年に塩会所を共同製塩会社と改め、その後大塩製塩合資会社と梶原製塩合名会社の

2つに分かれて存在していた⁽⁸⁾。

明治17、18年の塩価大暴落は赤穂塩田に約100人いた自作塩業者のうち、半数が没落したと云われている。その一方で奥藤研造、高川定十郎、小川伝治郎など廻船経営で資本を蓄積した新興勢力が、これらの塩田を集積していった。この時期から堀家では赤穂郡の塩田関係者へ多額の投資を開始していったのである⁽⁹⁾。

明治18年には新浜村田淵新六郎10,000円、坂越村高川定十郎3,500円、尾崎村山本永太郎外へ3,500円、加里屋町三木弥次郎2,000円、尾崎村小川伝治郎2,000円、新浜村田淵小次郎400円と、彼等へはいずれも塩田を担保に貸金していたのである。貸金先は大きな塩田地主であり、その資金の回収はさほど滞ることはなく、表2の示す如く、赤穂地域では貸金に対して、全て入金为上回っていることがそれを示していた。

明治33年の大日本塩業協会第4次総会で農商務大臣が

「外国塩の輸入が国内塩業に影響を及ぼしつつある」と述べ、また水産局長も「生産費の低下と品質改良により、外国塩と拮抗をはかり、需要増加のためには工業の発達をはかり、供給過剰を防止するためには、生産性の高い地域のみを残す塩田整理策をも含めて検討すべきである」と述べていたように、国内製塩は大きな転機を迎えていた⁽¹⁰⁾。

このような情勢が反映してものであろう、堀家では明治35年に2,800円で塩田を買入れているが、塩田経営の記録は不明であり、明治38年6月の塩専売法が施行される以前には赤穂郡の塩田とは関係がなくなっていたのである⁽¹¹⁾。

注)

- (1) 前掲堀家文書「万覚帳」(明治6年1月)
- (2) 『角川日本地名大辞典』28 兵庫県、角川書店、1988年、232頁

表2 揖東・印南・飾東・赤穂4郡塩田業者への出入金

単位：円

年代		新在家村	大塩村	白浜村	加里屋町	尾崎村	新浜村	坂越村	赤穂村	塩谷村
明治20年	出					200.00				
	入			318.90	2264.00	3136.28	1392.90	1088.70		
明治21年	出	1200.00		140.00	1500.00	2600.00	1000.00			
	入			140.00	241.50	497.00	1635.30	126.00		
明治22年	出			235.00	1000.00	2802.00		2000.00		
	入	107.60		240.26	792.00	690.68	2793.40	1207.40		
明治23年	出					800.00	4000.00	700.00		
	入	578.30			987.00	1475.57	5714.80	2341.00		
明治24年	出		2000.00	600.00	2000.00					
	入	863.40	2160.00		2323.00	4837.27	3169.60	180.30		
明治25年	出	550.00	3000.00			2700.00	5250.00	2500.00		
	入	3.00		359.40		5322.01	3922.70	190.80		
明治26年	出	1900.00	300.00	3130.00			500.00	500.00		
	入		192.00	258.75	270.00	835.96	8673.27	1292.50		
明治27年	出	600.00	2500.00	3000.00		1500.00	4500.00	3500.00	5000.00	3500.00
	入	332.40	2724.00	2823.50	295.50	1209.00	3457.15	4052.00	2176.00	
明治28年	出			772.00						
	入		3010.00	2295.46	3318.75	397.45	5112.73	424.50	1925.00	3002.80
明治29年	出			480.00						
	入	3927.27		288.00		1756.96	2277.20	5843.50	2102.00	1656.75
明治30年	出									
	入			3984.00						
明治31年	出									
	入					2032.50				
明治32年	出									
	入							9990.00		
合計	出	4250.00	8902.00	8357.00	4500.00	10602.00	15250.00	9200.00	5000.00	3500.00
	入	5811.97	8086.00	10712.27	10492.55	22190.66	38149.05	26736.70	6230.00	4659.55

注) 堀家文書より作成

- (3) 『姫路市史』第5巻上、2000年、306頁
- (4) 前掲堀家文書「万覚帳」（嘉永5年1月）
- (5) 前掲堀家文書「万覚帳」（明治4年1月）
- (6) 前掲『姫路市史』311頁
- (7) 『姫路市史』第12巻、1989年、354頁
- (8) 『赤穂塩業史料集』第5巻、643頁
- (9) 前掲堀家文書「貸金諸事附込計算簿」（明治20～明治32年）
- (10) 前掲『姫路市史』第5巻上、
- (11) 前掲堀家文書『貸金諸事附込計算簿』（明治35年）

4. 産業革命期の株式投資

松方デフレ期を経て産業革命期に入り、堀家の所有地はどのように拡大していたのであろうか。明治22年は11か村43町3畝14歩であり、同24年には16か村に55町6反8畝11歩と、わずか2年間に12町6反4畝26歩も拡大していたのであった⁽¹⁾。堀家の土地買入の動きは明治18年2,709円の投資以降顕著に現れ、同27年迄に総額2万7994円68銭を投じていたのである⁽²⁾。この拡大した土地からの小作米の収納数は明治22年が732石5斗6升7合5勺であり、明治25年には886石2斗9升4合6勺となっていた

のである⁽³⁾。

表3を見ると、土地買入の動きはその後にも止まらず、日露戦争前では明治30年、同31年、同35年、同36年の時期に集中しており、明治30年は神戸の地所に5,400円、印南郡魚崎村の田畑買入に1,780円を投じ、同35年赤穂郡与井村田地に5,562円余、塩田に2,800円を投じ、同36年では飾東郡下中島村の大森新田で6町3反7畝4歩を5,430円で買っていた⁽⁴⁾。一方、明治33年と同34年に多額の土地売却代を得ているが、前者は揖東郡上笹村、四ヶ村、赤穂郡西野山村の土地を売却したものであり、後者は同30年に買入れた神戸の地所を7,318円15銭で売却し、2,018円余の利益をあげたものである⁽⁵⁾。

公債は一般に大地主の主要な投資先の一つと云われている。堀家が最初に買入れるのは明治17年で、7分利金禄公債を3,605円で、また翌18年には龍野町士族小西慎から額面500円の7分利金禄公債を470円で買入れたことであった⁽⁶⁾。しかしその後には大口の公債買入れがあるのは日清戦争期の6,845円と日露戦争とその直後での

表3 出入金と株式・公債等の関係

単位：円

年代	出金合計	主な内訳			入金合計	主な内訳					
		株式投資	公債買上	土地買入		利子配当	内・銀行分	公債収入	土地売却	米代	借入金
明治27年	57569.13	762.25	2200.00	7643.00	68898.75			757.50	22.52	9765.28	
明治28年	72230.70	375.00	4645.00		79263.95	1126.72	954.47	261.88	574.96	9142.16	21820.00
明治29年	52274.55	9481.13		747.80	55908.40	3739.39	3634.39	497.50		10160.48	8834.13
明治30年	73632.70	9778.00	47.00	10334.32	72014.32	4580.35	4063.25	6097.75	7.67	13254.80	18400.00
明治31年	31666.57	5585.12		2340.00	33392.35	6161.94	4882.73		1273.18	4246.60	2587.50
明治32年	34658.75	4832.00		314.00	34819.99	2308.57	895.86		16.50	10275.12	1550.00
明治33年	19291.70	8226.78		365.00	46393.71	4710.72	4234.20		2556.13	14753.70	5700.00
明治34年	37792.32	7086.43	88.00		38109.33	6715.93	5602.42	2.45	7318.15	9129.30	400.00
明治35年	37382.55	2999.00		9237.68	38874.11	6185.32	4897.82	2.50	1491.54	14631.80	6700.00
明治36年	39239.28	6187.50		8343.10	39439.65	8377.30	6650.37		391.61	13235.90	100.00
明治37年	59517.78	4276.98	5450.25	375.00	65605.84	6689.48	4422.55	4766.12	15.00	15765.20	16000.00
明治38年	59073.04	6520.60	1376.91		60583.12	7886.18	4689.95	1380.73	1414.67	10746.40	16700.00
明治39年	91805.63	12793.40	2257.00	479.00	92825.24	11615.75	4078.75	257.35	204.58	25197.17	29802.00
明治40年	93978.89	18222.48		2846.10	100965.39	14468.49	8191.90	112.50	7847.70	14000.00	24600.00
明治41年	48701.63	8556.71			60749.39	792589	4596.48	56.25	3647.50	17458.85	11430.00
明治42年	77893.89	3741.25		1901.85	79016.94	10882.20	6184.35	2170.00	259.03	13711.20	31900.00
明治43年	67759.90	3137.50			69763.67	9901.37	4723.35		247.80	17650.00	28800.00
明治44年	60564.18	187.50		7252.19	74224.57	8815.75	4492.16	100.28	725.50	24404.04	19500.00
明治45年	64419.04	15855.00			104876.23	15794.69	12004.19		736.65	30107.39	1800.00
大正2年	51324.99	5977.50			61026.14	6923.79	2410.44		13.20	25605.50	11000.00
大正3年	47210.70	4320.10			58751.97	12928.60	4342.80		41.16	16315.81	1700.00
大正4年	130485.88	5374.75			132886.96	7725.00	4775.10			14839.61	79900.00
大正5年	69491.33	10527.00		9845.32	68222.50	15232.35	7136.10		4686.84	16256.06	14500.00
大正6年	77779.69	13160.00			84160.93	26894.45	10933.07	361.20	146.86	22998.42	24950.00
大正7年	78329.69	18443.86			86192.80	19029.03	7362.40		2268.70	43695.92	500.00

注) 堀家文書より作成

9,084円余だけである。大正7年までの累計では1万6064円16銭の公債を買い入れ、その収入は1万6824円49銭であった。

株式投資が本格化するのは日清戦争後のことである。明治29年に3,000円以上の投資をしたのは灘酒造株式会社と神栄株式会社である。灘酒造株式会社は明治29年9月に兵庫県武庫郡魚崎村に設立された会社である。同社の第1期営業報告書によれば資本金50万円で清酒醸造7,020石、清酒販売利益金2万1136円30銭8厘であり、純益は1万5884円49銭6厘であった。この会社の5人の取締役の1人は堀 豊彦で、堀家の当主であった堀 謙治郎の実弟であった。豊彦が同社株300株（1株50円）、謙治郎が200株を所有していたのである。しかし明治31年、同32年に500円ずつの配当があっただけで、その後は配当がなく、明治37年に「同社解散ニ付損失ニテ相済」となっていた⁽⁷⁾。

神栄株式会社は資本金15万円で明治20年5月に神戸区栄町に設立された生糸貿易の会社である。堀家が関係を持つのは明治29年からで、謙治郎は200株を所有する⁽⁸⁾。横浜火災保険には明治30年謙治郎が82株を所有して関係を持ち、同じく同年10月に謙治郎が播州素麺株式会社の監査役に当選して70株を所有していたのである⁽⁹⁾。

他社の株を所有するだけでなく、自ら産業資本家となって会社を設立したのが明治31年3月に農商務大臣の認可を受けた龍野醤油株式会社である。醤油醸造と販売を目的とした会社で資本金は10万円、取締役兼社長が堀 謙治郎であり、352株を所有して勿論筆頭株主であった。他の6名の取締役には弟の堀 豊彦、赤穂銀行頭取で塩田地主であった奥藤研造、揖水銀行頭取の志水市郎平、会社所在地である小宅村の村長西村 敦、大津村元村長の小泉源之助、大塩製塩会社の山本安夫が入っていた。また5名の監査役の中には灘酒造会社社長の山路千馬蔵、赤穂商業銀行頭取の柴原九郎、香島村元村長で醸造業の井口庄右衛門などが入っていたのである⁽¹⁰⁾。前掲表3では入金合計の主な内訳の利子配当欄は銀行とそれ以外の会社の利子配当を一緒にしたものを計上してある。この利子配当のうちで銀行からの部分が明治29年から明治42年までの間に、明治32年と明治39年を除いて銀行外のものを上回っている。明治32年の場合は堀貯蓄銀行からの

利子が入っているが、毎年2,000円以上計上していた堀銀行の利子がなかったことによる。また同39年の場合は株売却分3,733円があったことで銀行部分を上回ったものである。総じて明治42年までは銀行の利子配当が主であった。

ところで日露戦争後に投資対象となったものは、まず京釜鉄道と龍野電気鉄道があげられる。鉄道はこれも大地主の主要な投資先であったと云われているが、前者へは日露戦争期に3,000円を投じたが、明治40年に2,930円で売却して70円の損失を出していた。後者の龍野電気鉄道株式会社は明治39年12月12日に網干港～東嘴崎間の開通をめざして資本金40万円で設立されたものである。取締役社長は堀 豊彦で428株を所持しており、第2位の株主は307株の堀 謙治郎であった。龍野電鉄へは明治39年から大正5年まで2万4637円50銭を投じていた⁽¹¹⁾。

次に明治38年から楽器会社の東洋風琴株式会社に明治45年まで1,875円を、また神戸信託株式会社へは明治39年からは大正7年まで1万500円を投じていた⁽¹²⁾。さらに明治40年から同45年まで日本セルロイド人造絹糸株式会社に2,500円を投じていたのである⁽¹³⁾。この他に堀 謙治郎が明治29年以降、大正7までの間に株式を所持していた会社は表4のようであった。そして明治43年以降は明治45年と大正4年を除いて、いずれも銀行以外の会社の配当が上回っていたが、その多くは株売却によるものであった⁽¹⁴⁾。

注)

- (1)・(3) 前掲堀家文書「耕地所得計算簿」(明治23年)
- (2) 前掲堀家文書「『貸金諸事附込計算簿』(明治27年)
- (4) 前掲堀家文書「『貸金諸事附込計算簿』(明治36年)
- (5) 前掲堀家文書「『貸金諸事附込計算簿』(明治34年)
- (6) 前掲堀家文書「万覚帳」(明治17年1月)
- (7) 前掲堀家文書「灘酒造第1期営業報告書」(明治31年3月)
- (8) 前掲堀家文書「神栄株式会社第4期営業報告書」(明治30年5月)
- (9) 前掲堀家文書「横浜火災保険第1回営業報告書」(明治30年)、「播州素麺株式会社監査役当選書」(明治30年10月30日)
- (10) 前掲堀家文書「龍野醤油株式会社第1回営業報告書」(明治31年12月31日)
- (11) 前掲堀家文書「龍野電気鉄道株式会社事業報告」(明治39年后期)

表4 堀 謙治郎の投資先一覧

番号	会社名	開始年	終結年	払込金(円)	役員名	備考
1	神栄社	明治29年	大正7年	12500.00		
2	横浜火災保険	明治29年	大正7年	1025.00		
3	神戸建物	明治29年	明治30年	200.00		会社解散
4	播州素麺	明治29年	明治36年	750.00	監査役	
5	灘酒造	明治29年	明治37年	3750.00		会社解散
6	網干銀行	明治29年	明治32年	1500.00		名義変更
7	兵庫県農工銀行	明治30年	大正7年	16031.90	監査役	
8	堀銀行	明治30年	大正7年	48000.00	頭取	
9	岩見銀行	明治30年	明治31年	250.00		株売却
10	鶴舞大縄張地所共有組合	明治30年	明治31年	400.00		名義変更
11	龍野米取引所	明治30年	明治35年	600.00		会社解散
12	小宅貯蓄銀行	明治30年	明治36年	4500.00	頭取	株売却
13	赤穂商業銀行	明治30年	明治38年	5600.00		会社解散
14	九十四銀行	明治30年	明治45年	5620.87		株売却
15	龍野醤油	明治31年	大正7年	43087.50	社長	
16	播磨耐火煉瓦	明治31年	明治32年	625.00	取締役	退社
17	那波銀行	明治31年	明治42年	1575.00		株売却
18	京釜鉄道	明治34年	明治40年	3000.00		株売却
19	赤穂実業銀行	明治35年	明治43年	1850.00		株売却
20	龍野電気鉄道	明治39年	大正6年	24637.50		株売却
21	神戸信託	明治39年	大正7年	10500.00		
22	播磨鉄道	明治39年	明治42年	200.00		株売却
23	東洋風琴製造	明治39年	明治43年	1875.00		
24	日本セルロイド	明治40年	大正4年	2500.00		名義変更
25	東洋拓殖	明治42年	大正7年	945.00		名義変更
26	神戸貯蓄銀行	明治43年	大正3年	1250.00		
27	赤穂電灯	明治45年	大正7年	4950.00		
28	大阪取引所	大正2年	大正5年	4830.00		株売却
29	新宮軽鉄	大正2年	大正6年	1500.00		株売却
30	神戸石油採掘	大正2年	大正7年	1750.00		
31	大阪窯業	大正6年	大正6年	2800.00		株売却
32	農工月販	大正6年	大正7年	1250.00		会社解散

注) 堀家文書より作成

(12) 前掲堀家文書「貸附諸事附込計算簿」(大正7年1月)

(13) 前掲『姫路市史』第5巻上、721頁

(14) 明治45年は九十四銀行株を7,717円売却する。

5. 銀行創設と堀 謙治郎

近代産業の発達に不可欠な銀行と堀家が関係を持つのは明治13年8月4日に龍野町に営業していた龍野第九十四国立銀行へ2,000円の預金をした時からである。同銀行は資本金5万円で明治11年12月に開業し、創業時の役員は全て旧龍野藩士族が占めていたという士族銀行であった⁽¹⁾。この銀行に堀家は明治17年5,797円、同22年に5,000円の預金をしていたのである⁽²⁾。

龍野町では商人を中心とした金融機関であった蟠龍社

が明治15年に誕生しているが、この蟠龍社には明治20年500円、明治21年に2,500円を出資して、22年2月には3,120円50銭の返金を受けている⁽³⁾。

全国的にも明治20年代は各地で銀行の創設が族生するのであり、堀家が貸金していた赤穂郡の塩田地主たちは明治21年に奥藤研造が頭取となって赤穂銀行を、明治25年には高川定次郎が坂越銀行を創設していた。また揖東郡の塩田を抱えた網干地域では堀 豊彦が頭取となって明治27年には網干銀行を開設し、堀 謙治郎も60株を所持して上位株主となっていた⁽⁴⁾。

このような中で明治28年4月に堀銀行は誕生したのである。資本金5万円のうち、4万円を堀 謙治郎が出資し、堀 豊彦7,700円、堀 直左衛門と堀 元明が1,000円ずつ、

そして俣野 實が300円を出資した5名による合資会社であった。豊彦は業務担当社員となり、豊彦の申し出で俣野 實を「今般銀行開店ニ付役員トナル、依テ当方ヨリ左ノ通り月々恩給料トシテ遣ス約、1ヶ月米2斗、金3円」の条件で雇い入れていた⁽⁵⁾。

明治28年の3月には資金運用上の制限を撤廃した貯蓄銀行条例の改正があり、これを契機に貯蓄銀行が激増するのであるが、堀家でも明治30年には資本金3万円の株式会社小宅貯蓄銀行を設立している。頭取に堀 謙治郎、取締役には堀 豊彦と堀 直左衛門、支配人に俣野 實がなっていて、堀銀行と役員構成は変わっていない。この貯蓄銀行は後に堀貯蓄銀行と改称し、明治36年11月に赤穂郡坂越村の奥藤研造へ売却されている⁽⁶⁾。

さて、それでは堀銀行が堀家の経済活動に果たした役割について見てみよう。

明治28年から大正7年までに堀家は20行の銀行と取引を行い、それに支払った総額は82万5140円余であった。その中で堀銀行と同貯蓄銀行が59万3768円余で、次に多かったのは5万8060円余の六十五銀行と2万4988円余の九十四銀行であったが、堀銀行が全体の72%を占めていたのである。また同時期に11行の銀行から利子・株売却益を受け取っており、その総額は13万3095円余であったが、そのうち堀銀行からは8万4130円余で66%であり、それに次ぐ九十四銀行12.4%、県農工銀行9.3%であって、まさに堀銀行は機関銀行の役割を十分に果たしていた。

ところで堀 豊彦については「龍野醤油株式会社に関わる一方で、醤油同様に揖保郡の物産であった素麺業の振興にも貢献した。(略)その他に揖保郡下の醤油・素麺をはじめとした小生産者への金融機関としての網干銀行を設立した。また網干港を基点として網干駅～龍野駅間の龍野電気鉄道敷設に関与した。政治的には自由党系であり、後年には改野耕造とともに兵庫県下政友会の「重鎮」といわれ、明治31年に衆議院議員となった」と大きく評価されている。一方、堀 謙治郎については「豊彦の兄で、揖保郡の商人地主的有力資産家の一人(略)伊藤長次郎と関係を有する存在であり、奥藤研造らと揖保郡の特産品醤油の生産拡大をねらって、龍野醤油株式会社を設立した」と紹介される程度で、産業革命期の様々な経済活動や実弟豊彦との経済関係などは、必ずしも明ら

かではない⁽⁷⁾。

豊彦は網干銀行頭取、龍野電鉄社長を歴任し、明治27年には県会議員、明治31年には小宅村村長そして同年8月には衆議院議員と政治、経済に華々しい活躍をした経歴の持ち主であったが、その陰では明治24年以来、大正5年まで兄謙治郎が弟豊彦の経済的負担を肩代わりしていたのであり、その総額は8万2759円余に及んでいた。

まず明治27年の県会議員出馬では「1,200円、右者此度県会議員之節、非常用ニ付合力致シ遣ス」とあり、明治30年には「1,600円大阪ニ而非常ニ損有之候ニ付、合力ス」と。また明治31年3月の第5回臨時総選挙では「衆議院失敗之節」として700円を合力し、同年8月の第6回臨時総選挙では見事に当選を果たすのであるが、この時は選挙運動の諸費用として3,971円余を負担していたのであった。明治34年に至り豊彦が「不如意ニ付、本人より1,000円宛合力スル事」になり、同34年、35年に各1,000円を渡し、同36年には505円を渡していた。さらに同年は豊彦の「負債償却ノ為メ当方ニ而弁償金」の1万円を負担していたのである⁽⁸⁾。大正4年の負担は2万8082円余と巨額になっていたが、この中には同年3月に行われた第12回総選挙にかかった費用3,200円も含まれていたのである。

堀 謙治郎は大正3年に編纂された『兵庫県人物列伝』では「私立銀行を創立して、同地方金融界の便を図り、これが経営に努めて今日の発展を見るに至らしめ、又同地の特産龍野醤油が個人事業の姑息なるを慨し、同志数氏と計りて龍野醤油会社を設立し、地方物産の振興を画する等実業界に尽くすと共に(略)県農工銀行創立以来監査役として枢要の地位を占めつつあり」と評し、また兄弟の関係については「我国古来の家族制度の不合理的なるに則るを宵しとせず、長幼何の差か有るべしとて、其令弟豊彦君に対する情誼の厚きこと欽羨の種なるべく、汎ゆる方面に於て歩行を揃えつつあり」とある。概してこの種の人物伝は誇張するきらいがあるが、こと謙治郎に関しては評者の見方は当を得ていたと思われる⁽⁹⁾。

堀 謙治郎は兵庫県有数の巨大地主であると同時に、産業資本家であり、また銀行資本家として地域経済の近代化ばかりでなく、日本資本主義の発展に尽力してきた人物であったことが知られるのである。

注)

- (1) 『龍野市史』第3巻、1985年、69頁
- (2) 前掲堀家文書「万覚帳」(明治17年1月)
- (3) 前掲『龍野市史』73頁、蟠龍社の中心人物によって明治22年に龍野銀行創設となる
- (4) 前掲堀家文書「網干銀行第1期営業報告書」(明治27年)
- (5) 前掲堀家文書「万覚帳」(明治29年1月)
- (6) 前掲堀家文書「小宅貯蓄銀行第1期営業報告書」(明治30年)
- (7) 前掲『姫路市史』第5巻、690頁
- (8) 前掲堀家文書「貸附諸事附込計算簿」(大正4年1月)
- (9) 山内清溪編『兵庫県人物列伝』、1914年、81頁
 俣野 実は明治28年以来堀銀行に雇われていた者であるが、明治45年に「同人義長々勤務致ニ付此度家屋建築致遣ス」として1,212円余を支出しているが、当時は一般に退職手当など習慣化していなかった時代であり、奇妙な計らいであったと云えよう。

6. おわりに

堀家が経済活動の基盤としていた米穀販売額が年間1万5000円を超え出すのは日露戦争期以後のことであり、明治45年には3万円を、そして大戦景気の大正7年では4万3695円もあったのである。米代の収入は株式配当などに対して明治31年、同40年、大正6年を除いて上回っており、堀家の経済活動の土台であった。米代や株式配当・銀行利子などを含めた年間の所得高は大正4年では1万4357円であった。株式投資では大正期に入ると電灯・化学・石油へと20世紀を代表する産業へ向けられる面もあった。しかし株式投資を開始した産業革命期から大正期の大戦景気まで一貫して関わっていたのは生糸貿易の神栄社、火災保険の横浜火災保険、兵庫県農工銀行であり、そして自らが直接経営にあたってきた龍野醤油と堀銀行であった。堀銀行は大正4年に「7万5000円銀行ヨリ支配スル事ニ致ス」として日本勧業銀行から15か年賦で7万5000円を借り受け、堀銀行への出資を4万円から4万8000円に増やしていた⁽¹⁾。

さて、大戦景気は我が国の経済に未曾有の好景気をもたらしたのであったが、その反動による大正9年恐慌は、これまたそれ以前とは比較にならぬ程の大きな景気後退を引き起こしていた。堀家はこの恐慌を乗り切ることができたが、堀銀行は大正9年の合同手続きを簡易化した銀行条例改正にもとづき、大正11年に資本金100万円の龍

野銀行と合併してしまう⁽²⁾。

第一次世界大戦を画期に日本資本主義が独占資本主義段階に達すると、大地主の多くは①有価証券投資家の性格を強める地主、②土地所有への依存を変えない地主、③産業資本家地主の3類型に分けることが出来ると云われている⁽³⁾。堀家がこのタイプのいずれに該当するものであるかは今後慎重に検討したいと思う。

大正14年の大日本農会による「50町歩以上ノ耕地ヲ所有スル大地主ニ関スル調査」によれば、兵庫県には62の個人と団体による大地主が存在しており、その中に「堀真一(謙治郎の息子)水田49町8反歩、畑2反歩、合計50町歩所有、小作人216名」とある。堀家は明治20年代前半の耕地所有規模を大正期も維持していたのであった⁽⁴⁾。

大正期以降、堀家が日本資本主義の荒波をどのように乗り切っていくかについては他日に検討することとした。

注)

- (1) 前掲堀家文書「貸附諸事附込計算簿」(大正4年1月)
- (2) 『揖保郡誌』1931年、205頁
- (3) 大石嘉一郎編著『近代日本における地主経営の展開』御茶の水書房、1985年、706頁
- (4) 大日本農会「50町歩以上ノ耕地ヲ所有スル大地主ニ関スル調査」(『日本農業発達史』7所収)

付記、

本稿作成にあたり堀 謙二氏に史料閲覧許可と御教示をたまわり、またたつの市立龍野歴史文化資料館の方々には閲覧の便宜をいただいたことを記して深謝の意を表したい。